

相模川（小出川）における不法係留船対策について

京浜河川事務所 占用調整課 専門官 梅本勇治

1 不法係留船対策について

河川は、誰もが自由に使える空間であり、河川における船舶による航行についても自由である。しかし、河川法の許可を受けずに係留を行ういわゆる「不法係留」となると話は別であり、治水上の支障、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生や景観の阻害などの様々な面で、河川管理上の支障があることから、河川法による規制がなされており、そのため排除も検討しなくてはならない。

相模川河口部及び神奈川県管理区間小出川の相模川合流点付近において、不法係留船はピーク時には222隻を数え、増水時に下流に流出し橋梁に衝突したり、係留施設を不法に設置し河川管理施設を損傷したり、さらには一般河川利用者の阻害となるなど河川管理上の大きな支障となっていた。

そこで河川管理者として不法係留をなくすための指導を長年歴代の担当者が取り組んできた。平成10年2月12日付け本省通達「計画的な不法係留船対策の促進について」（以下「本省通達」という。）に基づく「水面利用者協議会」を立ち上げ、協議会の助言の元、不法係留に対する指導を強化していった。特に近年河川法施行令が改正され、船舶を放置することが禁止されるなど不法係留船対策が強化されたことから、不法係留船は徐々に数を減らしてきた。

私は一連の不法係留船対策の終盤を担当し、与えられた目標は、残存している不法係留船を、行政代執行を含む強力な措置により一掃することであった。

2 不法係留船対策における行政代執行について

2.1 行政代執行における一般的な要件について

行政代執行は、まず行政が法令上の義務を負う者（以下「義務者」という。）に対して命令を行い、義務者がそれに従わない場合、行政代執行法第2条の規定により義務者に代わって行政がその義務を実現するものである。行政代執行を行う過程で個人の権利を侵害する恐れがあるため、行うにあたっては厳しい制約が課せられており、下記の実体的要件を満たす必要がある。

（行政代執行を行うための要件）

- ①義務が履行されないこと
- ②他の手段によって義務の履行を確保することが困難であること
- ③義務の不履行を放置することが著しく公益に反すること

行政代執行を行うにあたっては、特に③の要件を満たすことが困難であり、高いハードルとなっている。例えば河川の中に無許可で二階建ての建物が建てられた事例では、③の河川法上の要件の中で河川管理上の支障を満たすことは出来たが、治水上の支障に関する要件を満たすことが困難なため、行政代執行を実施することが出来なかった。

2. 2 不法係留船対策における行政代執行の制度について

不法係留船対策における行政代執行は、上述の本省通達により行政代執行に至る手順が決められている。

(本省通達に基づいた不法係留船に係る行政代執行に至る手順)

- ①河川管理者、地方公共団体、警察機関、学識経験者からなる河川水面の利用調整に関する協議会を設置する
- ②協議会において計画的な不法係留船対策計画を策定する
- ③計画の中に重点的撤去区域を設け、行政代執行を含む行政措置を重点的に行う

注目すべきは、一般的な行政代執行とは違い、(行政代執行を行うための要件③)に関する要件が大幅に緩和されていることであり、協議会の開催などの手間はかかるが、手順を踏めば確実に行政代執行が実施出来る。このため、今回のケースでもスムーズに手続を進めることが出来た。

2. 3 相模川・小出川不法係留船対策に係る計画について

相模川の不法係留船対策が本格化したのは平成23年で、本省通達に則り第1回「相模川・小出川水面利用者協議会」(以下「協議会」という)が開催され、以降年1回のペースで水面利用の適正化について議論がなされた。この協議会でのユニークな点は、不法係留船対策の計画の中に、小出川(県管理区間)が含まれるため、神奈川県藤沢土木事務所と共同で開催したことであり、一つの会議を国と県で共同して主催することは新鮮な体験であった。

第5回協議会において不法係留船対策の計画案を承認頂き、内部決裁を進め、平成28年4月1日より「相模川・小出川不法係留船対策に係る計画」が施行された。

(相模川・小出川不法係留船対策に係る計画の概要)

- ①所有者が判明している不法係留船及び不法係留施設に対しては行政代執行を含む厳正な対応を行う
- ②所有者が判明しない不法係留船及び不法係留施設に対しては河川法による簡易代執行を活用して厳正な対応を取る
- ③暫定係留施設については、相模川下流部付近において既存マリーナが充分整備されていることから、整備しない
- ④重点的撤去区域における年次計画として、平成28年度に小出川で強制撤去を行い、平成29年度に相模川で行う

3 行政代執行の実施について

3. 1 行政代執行の範囲について

今回の行政代執行の範囲は、相模川に行政代執行対象船舶がなかったため、小出川の国管理区間のみとなった。

3. 2 行政代執行の準備について

行政代執行を行うにあたり、義務者に対して公文書による通知を平成29年度は6回行っており、8月に4回目の公文書として河川法による命令文書(河川法第75条によ

る監督処分)、9月に5回目として行政代執行法に基づく「戒告書」、11月に最終文書として「代執行令書」を発行して交付している。

公文書を義務者に送る他、以下の準備作業を行った。

(行政代執行に向けた準備作業)

- ①強制撤去を行った船舶を仮保管する場所の借上
- ②行政代執行を行う現場に対する現地調査を陸上4回、水面から2回行った
- ③地元自治体への行政代執行当日の立会依頼(訴訟時の証人)
- ④公共施設管理者(港湾管理者、漁港管理者、海岸管理者、及び他の河川管理者)への行政代執行を行う旨の通知(他の水域に船が移動する恐れがあるため)
- ⑤工事業者と行政代執行の段取りのすりあわせ
- ⑥警察に対して警備依頼
- ⑦所内説明会の実施及び事務所幹部への説明
- ⑧記者発表の準備

3. 3 行政代執行における不安要素について

行政代執行を行うにあたっての不安要素については以下のとおり対応した。

- ・作業時間に関する制約

→干潮時には浅瀬になって船の曳航が出来ず、作業が出来ない時間帯があるため、潮位表を見ながら、関係者と綿密に作業時間を設定した。

- ・行政代執行逃れの可能性

(一時的に撤去計画区域から立ち退き、行政代執行終了後に舞い戻る可能性。)

→水上巡視班を編成して相模川の航行可能範囲を監視した。

→船舶撤去後に小出川の合流点に再係留防止ブイを設置。小出川に戻れないようにした。

- ・行政代執行を妨害する者への対策(義務者から暴行を受ける恐れ)

→警察に警備を依頼した。

3. 4 行政代執行当日

義務者に対して何度か公文書が発行したことで、船舶が次々と退去し、前日には1隻のみ残っていた。当日はその船舶がまだあることを確認した上で、事務所長が「行政代執行宣言」をし、行政代執行を実施した。

不安要素の中の作業時間については、妨害者が現れず、対象船舶が1隻のみだったため、予定通り終わらせることが出来た。行政代執行逃れについては、船舶撤去後に再係留防止ブイを速やかに設置した。また、不法係留船が相模川のどこかに一時的に移動している可能性があるため水上巡視を行ったが、そのような船は無かった。

午後3時前に行政代執行に係る作業が終了した。作業参加者に怪我が無く終了することが出来たことは幸이었다。

翌日から所有者不明の係留施設に対する簡易代執行による撤去に取りかかったが、係留施設が護岸に強固に取り付けられていたために撤去に時間を要してしまい、1週間かかってしまった。

不法係留船が一時的に退去した後で戻ってくるのを防止するため、行政代執行実施期

間中に河川巡視を強化して監視を続けたが、そのような船は無く、不安要素は幸いにして杞憂に終わった。

4 まとめ

4. 1 行政代執行による成果

行政代執行による成果としては、不法係留船を一掃したことである。小出川神奈川県管理区間においては、前年の平成28年度に行政代執行を実施し、対象船舶を一掃済みであり、平成29年度に当局で行政代執行を行ったことで、重点撤去区域内にある行政代執行対象の船舶をゼロにすることが出来た。

また、再係留防止措置を講じたため、小出川で不法係留を行う事が物理的に不可能になったこともあり、不法物件が一掃され、景観も良くなった。

4. 2 今後の課題

行政代執行の前日の朝には、対象船舶が4隻残っており、当日の作業の段取りを4隻で考えていたが、午後になって前述の通り1隻だけとなったため、前日にもかかわらず段取りの組直しを強いられた。直前になっても予測が難しいのである。

予算不足により行政代執行対象外の船舶が処理できなかった。今後も撤去に向けて作業を進めていく。

4. 3 最後に

今回の不法係留船対策については、行政代執行を実施したことで、一定の成果を上げられた。その要因は下記のものあげられる。

(行政代執行において一定の成果を上げることが出来た要因)

- ①事前に現場をよく見て回ったことで現場のイメージがあり計画を立てやすかった
- ②義務者とのトラブルがほとんど無かったため、トラブル解消に時間を取られなかった
- ③仮保管場所の借上げが早めに決まった

つまり時間的リソースに余裕をもって行政代執行に臨めた点が、スムーズな行政代執行につながったわけである。

仮保管場所は撤去した船を一定期間保管するために必要な土地である。撤去した船は持ち主に返すときまでに撤去前と同じ状態で保管する必要があるため、借上する土地には、人の立入が制限されている所、船舶のようなある程度大きいものを動かすため一定の広さが必要など、ある程度の条件があり、その条件に適した土地はあまりないので、早めに確保出来たことは有り難かった。

最後に出張所を始め所内関係者や関係地方公共団体、その他協議会の構成員の皆様には多大なるご協力を賜り、感謝の意を表すとともに、今後行われる行政代執行において少しでも参考になれば幸いである。